取扱説明書

ＣＷ－０１
カートリッジ

π WATER SYSTEM PRODUCED BY ACM

210512

ご使用上の注意

（１）ご使用は、飲料適合水だけにしてください。

（２）使用水圧０．５MPa以内でご使用ください。（水圧が0.5MPa以上の場合給水側に減圧弁を設置して使用水圧以下にしてください）

（３）凍り付く恐れのある場合は、配管等に凍結防止の処置をしてください。

（４）装置が故障した場合に使用水量を確保するため、装置を設置する際には必ずバイパス配管を行ってください。

（５）大量の赤水を通水した場合、カートリッジ内部の奥まで大量の赤水が侵入することで詰まります。逆洗浄を行っても、カートリッジの詰まりがそれほど改善されない場合、使用水量を確保するためにバイパス通水に切り換えてください。

（６）井戸水、赤水等で汚れた水道水では、カートリッジの浄化能力が極端に短くなります。

（７）受水層・高架水槽・配管等の清掃、水道工事の際には、大量の赤さび、ゴミ等が発生することがあります。このようなときは、バイパス通水により水道水をしばらく放水し、濁りが消えてからご使用ください。

（８）金魚や熱帯魚などには使用しないでください。
・水質の違いにより適さない観賞魚がいるため。
・カートリッジの寿命付近でカルキ（残留塩素）の除去が不十分な場合は、魚が死ぬ恐れがあるため。

（９）接続する配管径が、装置と同じ２０Ａ以下の配管に接続して下さい。
装置の配管径より大きい（２５Ａ以上）に接続すると、使用されていた水量が出なくなります。

（１０）水道管が鉄配管の場合には赤水が多く流れることがあり、カートリッジが徐々に詰まりますので、３～４ヵ月に一度、逆洗浄をお勧めします。
・逆洗浄は水道水を本体出水側から流水させるため、通常運転に切り替えた際に、初水に少量のカルキ（残留塩素）が含まれることがありますが異常ではありません。

（１１）長期間ご使用されなかったときは、逆洗浄をおこなってください。

目　　次

１．カートリッジの交換について
２．交換カートリッジ
３．バルブ操作
４．上蓋の取り外し
５．カートリッジの交換
６．上蓋のセット
７．洗浄運転の操作
８．通常運転の操作

210512

1 カートリッジの交換について

装置内部のカートリッジはＡ・Ｂ・Ｃの３個に分かれています。カートリッジＡとＣは毎年交互に交換してください。
その際、下側に入っていたカートリッジを上側にセットしていただき、交換カートリッジは下側にセットしてください。
カートリッジＢは４年に１回交換してください。

《カートリッジ交換表》

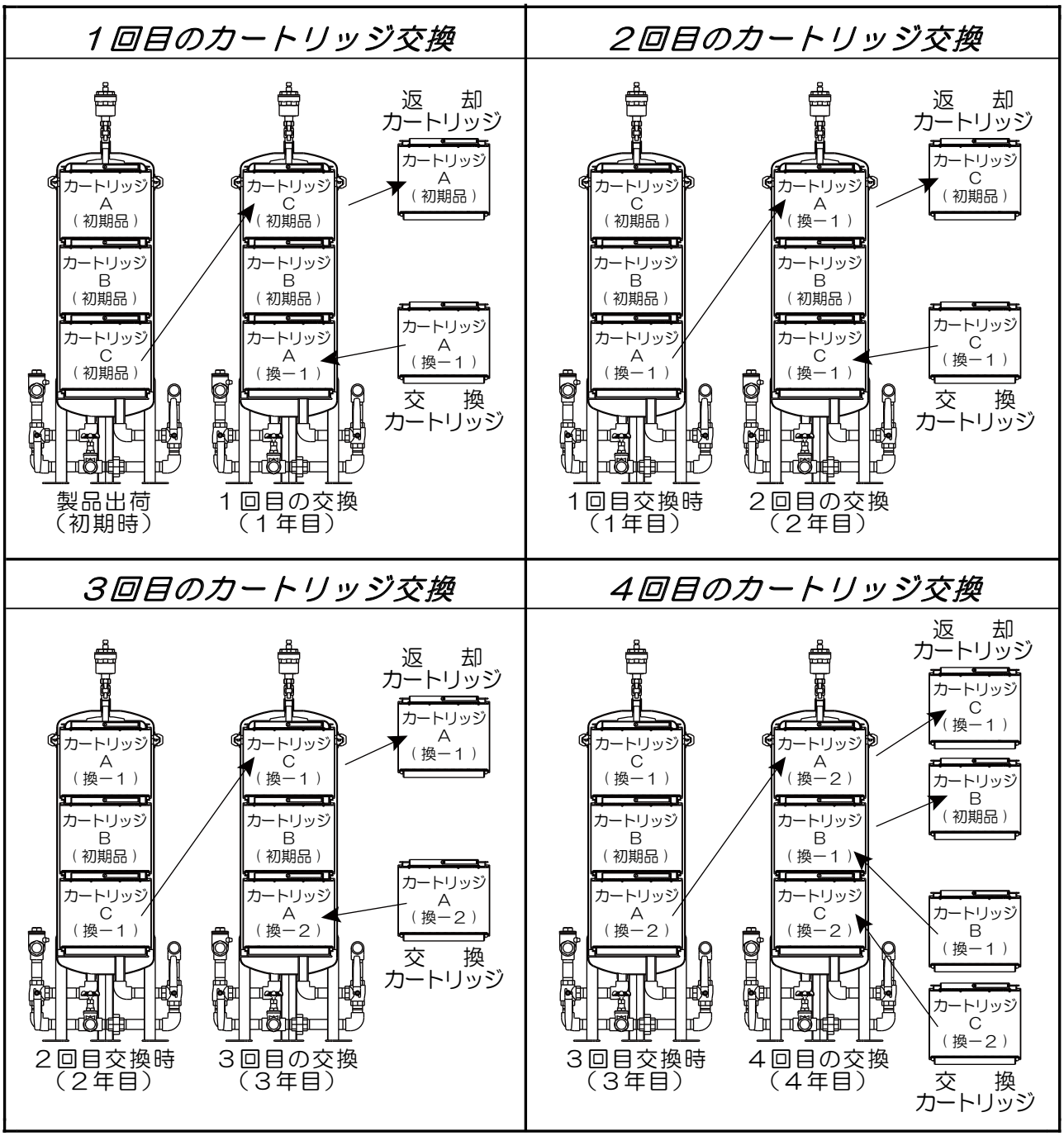

2 交換カートリッジ

カートリッジの上側に【Ａ】【Ｂ】【Ｃ】の印があります。また、取手が付いているリング側（印の付近）の穴の数でカートリッジを見分けられます。
カートリッジの下側にゴムパッキンが付いています。

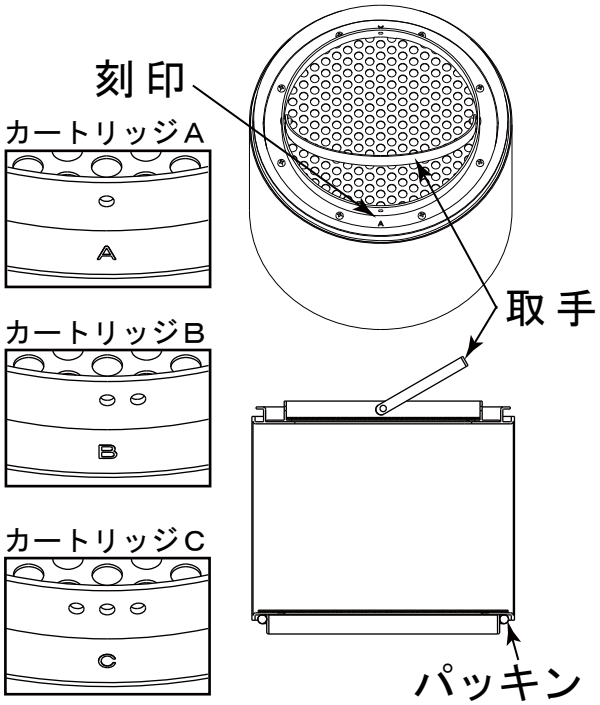

カートリッジ	穴の数
【Ａ】	１個
【Ｂ】	２個
【Ｃ】	３個

ろ材交換に必要なもの
・モンキースパナ１本
・ウォータープライヤー１本

3 バルブ操作 （バイパス通水）

a)**入水バルブＡ**を閉めます。
b)**出水バルブＣ**を閉めます。
c)**バイパスバルブＢ**を開けます。
d)**入水三方バルブ③**のレバーを横にします。
e)**出水三方バルブ④**のレバーを縦にします。
f)**エア抜きバルブ⑫**を開けます。
g)**排水バルブ⑤**を開けて本体内の残留水を排水します。

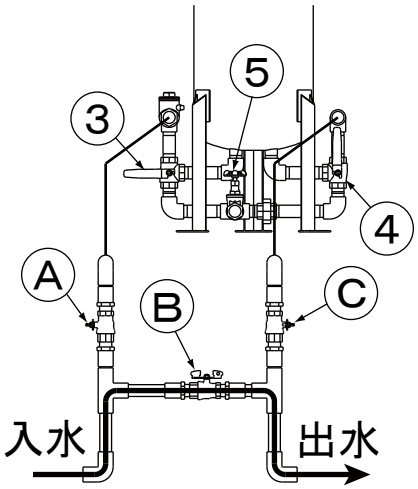

4 上蓋の取り外し

Ｐ型クランプ⑧を全部取り外し、**上蓋⑥**を取ってください。
（上蓋⑥から内蓋⑦を回して外し、洗ってください。）

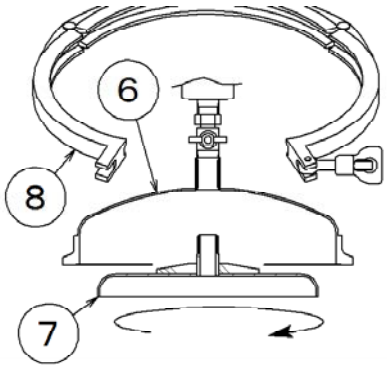

5 カートリッジの交換

a) カートリッジの取り出し

装置内部には３個のカートリッジが入ってます。
各カートリッジ上の取手をつかみ装置から取り出してください。

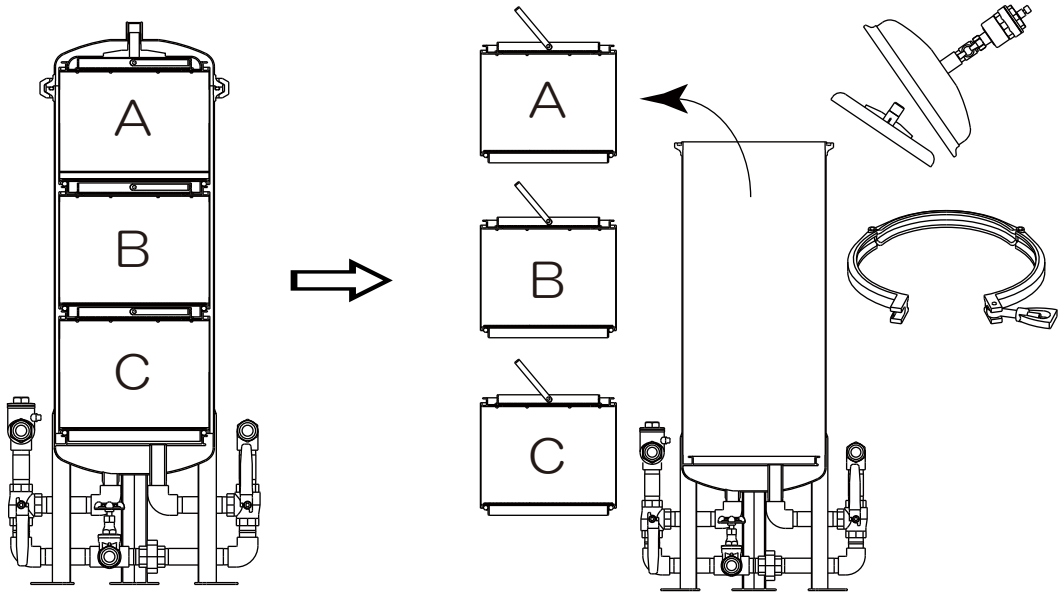

b) カートリッジのセット

カートリッジを装置の中に入れます。
入れる順番は 「1 **カートリッジの交換について**」の《カートリッジ交換表》により、交換回数に応じた順番で入れてくださ。

＊各カートリッジの下側にパッキンが付いてること、またゴミ等が付いていないことを確認してください。

使用済みカートリッジは水を切り、交換用カートリッジの梱包箱に入れて送り返してください。

6 上蓋のセット

a) **パッキン**を外し、布等でパッキンのセット溝のゴミ等を取り除いてください。
外した**パッキン**を水洗いして、付着ゴミを流してから再セットしてください。

b) **内蓋⑦**をカートリッジの上に乗せてから**上蓋⑥**をかぶせ、パッキンに触れるまで右に回してください。

c) **P 型クランプ⑧**をセットしてください。

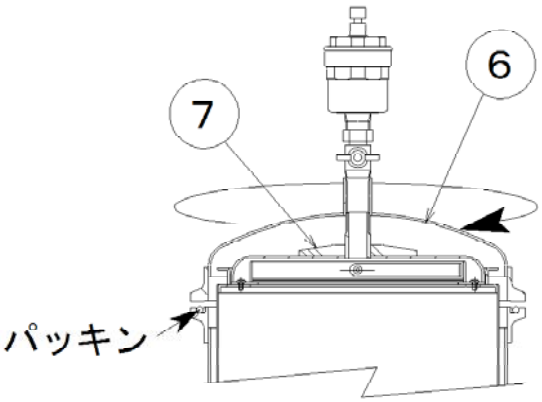

7 洗浄運転の操作

a)**排水バルブ⑤**を閉めます。
b)**入水三方バルブ③**のレバーを縦にします。
c)**出水三方バルブ④**のレバーを縦にします。
d)**入水バルブA**を開けます。
e)**エア抜きバルブ⑫**を開けます。
エア抜きバルブ⑫からエアが抜けます。
エアの抜ける音が止まってから１～２分待ちます。
注）これは胴内最上部まで水を溜めるためで、これを行わない場合は、内部の汚れが完全に取れません。）

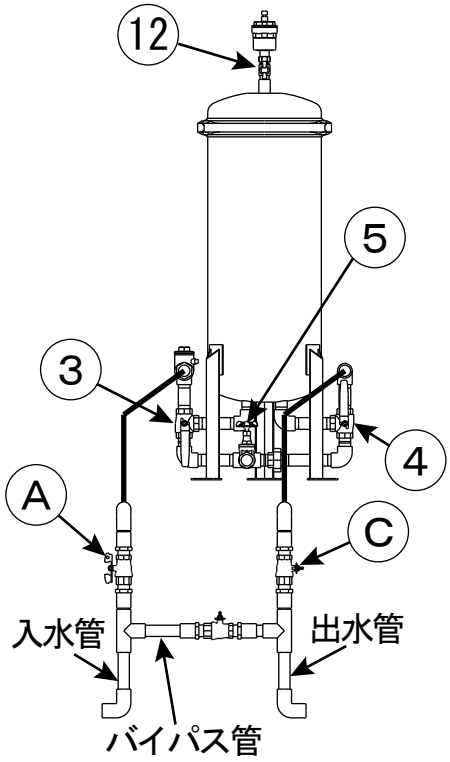

f)**排水バルブ⑤**を開けて洗浄を行います。
g)**排水バルブ⑤**を約３分間隔で開閉を繰り返し、濁りが無くなるまで行います。十分洗浄を行った後、**排水バルブ⑤**を閉めて排水を止めます。
h)**エア抜きバルブ⑫**からのエアが抜けたことを確認してから**エア抜きバルブ⑫**を閉めます。

注）**排水バルブ⑤**を閉めた状態で水漏れの無いこと確認して下さい。

8 通常運転の操作

a)**出水三方バルブ④**のレバーを横にします。
b)**バイパスバルブB**を閉めます。
c)**出水バルブC**を開けます。
この時配管に空気が入っている場合があるので、家内の蛇口を開け、配管内の空気を抜き（１０分程度）完了です。

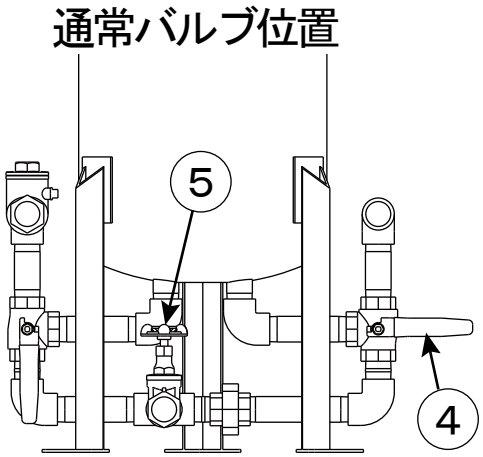

＜水の検査方法＞

残留塩素測定試薬

これは浄水された水が正常であるか確認する検査です。

1．コップに浄水後の水（約50cc）を取ります。
2．残留塩素測定試薬を１袋加えます。
3．かき混ぜて、無色透明であることを確認してください。
　（判定は１分以内で行ってください。）

残留塩素試薬は、水道水の中に含まれている残留塩素の有無を判定する試薬です。
塩素が残留していると試薬はピンク色に変色します。
但し、１分以上おくと残留塩素がない状態でも変色しますのでご注意ください。

＊　ご注意

- 試薬は直射日光を避け、なるべく湿気の少ない涼しい場所に保管してください。
- 品質保持のため、袋はご使用直前に開封してください。
- 試薬が変色したものはご使用にならないでください。
  （保管状態により、試薬が白色から変色してしまうことがあります。）
- 検査後のコップの水はすみやかに捨てて、コップはよく洗ってからご使用ください。
- 残留塩素測定試薬および残留塩素測定試薬の入った水は、飲まないように注意してください。
- 試薬が手や皮膚についた場合は、よく洗い流してください。
- 万一、目や口に入った場合は、よく水洗いした後、医師にご相談ください。
- 乳幼児の手の届かない場所に保管して下さい。

210512

保証書

CW-01をお買上げいただきありがとうございます。
いつまでもご愛用いただけますよう下記保証規定内容で保証し、無料修理させていただきますので、故障した場合は商品と本書をお持ちいただき、お買上げの販売店に修理をご依頼ください。

※ 保証期間	令和　　年　　月　　日から 令和　　年　　月　　日の１年間とします。 （本　　体）
※ お　客　様	ご芳名 様
	ご住所　□□□-□□□□ 電話　　（　　）

※印欄に記入のない場合、１年以内であっても無償サービスの受けられないことがありますので必ずご確認ください。

器種名※ ＣＷ－０１ カートリッジ	製造番号 ※
※ 販 売 店	印

株式会社　エイ・シー・エム
〒130-0026 東京都墨田区両国4-8-10
TEL 03-3634-7373（代表）

保　証　規　定

本書は下記保証規定内容で、無料修理させていただくことを、お約束致します。

１．保証期間は、お買上げの日をもって保証期間の開始日とし１ヶ年と致します。
(1) 保証範囲は本体のみとし、カートリッジは含みません。
(2) カートリッジは極めて平均的な条件下で設計されています。短期間（2日以内）におけるフィルター詰まり、あるいは濾材漏れの場合は無償交換致しますので販売店迄ご連絡下さい。
２．取扱説明書、本体貼付ラベル等の注意書により正常に使用された場合に限り、保証期間に故障した場合には、無償サービス致します。
３．保証期間内でも次のような場合には有料修理になります。
(1) ご使用上の誤り、あるいは取扱い上の不注意、不当な修理改造による故障および損傷。
(2) お買上げ後の取り付け場所の移動、落下および輸送等による故障および損傷。
(3) 火災、地震、塩害、落雷、ガス害、その他不可抗力による故障および損傷。
(4) 故障および損傷原因が異常水圧等外部要因による故障および損傷。
(5) 外観等の自然悪化。
(6) 本保証書のご指示がない場合。
(7) 本保証書の記入事項未記入および販売店捺印のない場合。
(8) カートリッジのトラブルによる本体の交換。
(9) 日本国外で使用される場合。
4. 離島および離島に準ずる遠隔地への出張修理を行った場合は、出張に要する実費を申し受けることがあります。
5. 本書は日本国内においてのみ有効です。
(Effective only in Japan)

※なお、本保証書は、本書に明記した保証期間および各条件のもとにおいて無料修理をお約束するものであり、お客様の法律上の権利を制限するものではありません。
保証書の再発行は致しませんので大切に保管してください。

■製造元　**株式会社　エイ・シー・エム**

〒130-0026 東京都墨田区両国4-8-10
TEL. 03-3634-7373　FAX. 03-3634-7384

210512